

長野県公用車の自動車保険に関する仕様書

1 契約対象車両

1, 4 5 3 台

※契約対象者自動車の自動車車検証における初年度登録年、自動車の種類、用途、型式等は、「契約対象車両一覧表」のとおり。

2 保険期間等

保険契約の保険期間は令和6年6月1日午後4時から令和7年6月1日午後4時までとする。

また、保険期間中に発生した事故については、保険期間の満了後も、示談の成立その他長野県の負担する損害賠償責任の内容の確定まで保険期間中と同様に対応すること。

3 保険契約の内容

(1) 保険の範囲

対人賠償 1名につき 1, 0 0 0 万円

対物賠償 1事故につき 1 0 0 万円（免責なし）

ただし、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険、無保険車傷害保険、自損事故保険、車両保険、対人臨時費用及び対物臨時費用は不担保とする。

(2) 示談代行及び示談支援業務

事故の対応にあたっては、保険者（長野県と保険契約を締結した保険会社等をいう。以下同じ。）が長野県に対して支払責任を負う限度において、保険費用により、事故受付の発生対応から、均衡、示談、調停若しくは訴訟の手續（弁護士の選定を含む）まで、長野県の負担する損害賠償責任の内容を確定する為に必要な用務を行うこと。

(3) 保険金の支払い

保険者は、損害賠償請求権者（車両等所有者、被害者、被害者が死亡した場合の相続人等をいう。以下同じ。）との示談交渉により、内諾が得られた場合は、長野県に報告し、長野県議会の議決等の手續を経た後に、損害賠償請求権者に直接支払う。

ただし、内諾が得られた段階で、損害賠償請求権者から早期の支払いを求められた場合は、長野県に報告した上で、内払いしないしは仮払いを行うこととする。

4 保険の条件

(1) 営業規模等

長野県内に直営の事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等）が1ヶ所以上あること。

(2) 事故の受付及び対応

保険契約自動車が事故を起こした場合は、いつでも受付、対応ができるように窓口を整えること。また、事故の対応に当たって長野県との連絡調整を行う専任の担当者を定め、事前に長野県に報告すること。

(3) 資料の提出

損害賠償を要する事故が発生した場合は、必要に応じて次の資料を長野県に提出すること。

ア 損害の状況が確認できる資料（見積書、診断書、通院状況、治療費の明細書等）及び車両等の破損状況の写真。

イ 損害賠償請求権者を確認できる資料（免許証・車検証の写し等、法人の場合は法人登記の抄本等）

ウ 過失割合等を判断できる資料（同形態事故の判例、事例等）

エ 示談交渉の過程がわかる資料

オ その他、長野県において県議会の議決等の手続きに必要とする資料

(4) 示談の締結

損害賠償請求権者との示談締結は、長野県において作成した示談書により、保険者が行うこと。

(5) 被保険自動車の入替等に伴う措置

被保険自動車の入替、増減等に伴う保険料の追加払い及び払い戻しは、契約期間満了時に精算する。